答 申 保 第 2 6 号 平成23年10月13日 (諮問保第31号関係)

答申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となった保有個人情報利用停止請求について、利用不停止とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は, 鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。)第34条第1項の規定に基づき, 平成21年4月22日付けで, 「平成21年1月9日付け鹿相1号保有個人情報一部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の利用停止請求を行った。利用停止請求に係る個人情報の内容は, 特定日に係る「苦情・相談等事案処理票」中の審査請求人に関する情報で, 求める措置は消去である。

これに対し、実施機関は、平成21年5月20日付け鹿相第34号で保有個人情報利用不停 止決定(以下「本件処分」という。)を行った。

その後,本件処分を不服として,平成21年7月17日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会(以下「審査庁」という。)に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す」との裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が,審査請求書及び意見書において述べている審査請求の主たる理由は,要約すると次のとおりである。

ア 当該情報は、関係者が私の個人情報を恣意的に操作させ、犯罪行為を封殺してきた 事実がある。

イ 現在までに市や県に十本程の意見書や訂正手続きをあげ、証拠の提出をし、真相の 究明をしてきた。 今回は、これまで各方面に提出してきた意見書や資料等添えて説明 することとした。再考をお願いする。(資料名等は省略)

3 審査請求に対する審査庁の説明要旨

審査庁から提出された利用不停止決定通知書,処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

ア 苦情·相談等事案処理票中の審査請求人に関する情報は、審査請求人の相談に基づき適 法に取得されており、利用目的を超えた個人情報は保有しておらず、利用目的以外の目 的での利用及び提供事実も認められない。

- イ 対象保有個人情報は、担当警部が当日に鹿児島県警察本部へ来庁した審査請求人と直接面接し、相談を受理した際に本人の同意の上、取得したものであることから、「適法に取得されたものでないとき」に該当しない。
- ウ 実施機関が保有する個人情報は、受理者(警察職員)の氏名、所属並びに申出者の住所、氏名及び年齢等であり、県民から寄せられる苦情、相談等を一元的に管理し、同業務を適切に遂行するという目的達成のために必要な最小限の個人情報であることから「条例第3条第2項の規定に違反して保有されているとき」には該当しない。
- エ 対象保有個人情報は、鹿児島県警察の「苦情・相談等事案処理システム」で管理し、同システムの業務に従事する警察職員は、業務を通じて知り得た個人情報その他の情報の厳正な管理及び適正な取扱いを行い、その保秘及び不正使用防止を徹底し、出力資料の複写及び転用を禁止されている。

対象保有個人情報の受理者,取扱者等に対する聞き取り調査でも利用目的以外の目的で利用した事実及び例外的に利用した事実は確認できなかったことから「条例第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」には該当しない。

- オ また、同じく、対象保有個人情報の受理者、取扱者等に対する聞き取り調査でも利用 目的以外の目的で提供した事実及び例外的に提供した事実は確認できなかったことから 「条例第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき」には該当しない。
- カ 審査請求人が適法でないと思料する内容,利用停止の理由等について調査した結果, 上記のとおり、いずれも適法であり、「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」 に該当しないため利用不停止決定した。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審査の経過
平成21年8月4日	諮問を受けた。
9月9日	審査庁から処分理由説明書を受理した。
9月15日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
11月19日	審査請求人から意見書を受理した。
平成23年7月5日	諮問の審議を行った。
7月27日	諮問の審議を行った。 (審査庁から本件処分の理由等を聴取)
9月5日	諮問の審議を行った。

(2) 利用停止請求対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件利用停止請求に先立ち、審査請求人が条例第11条第1項の規定に基づき行った保有個人情報の開示請求に対して、実施機関が平成21年1月9日付けで行った一部開示決定に基づいて開示した苦情・相談等事案処理票(以下「処理票」という。)に記載された本人に係る保有個人情報である。

利用停止を求める部分は、特定日に係る処理票で、求める措置は消去である。

審査請求人は、身に覚えのない文書があったとして、当該保有個人情報の消去を求めており、これに対して実施機関は、「適法な取得である」、「利用目的を超えた個人情報は保有していない」、「利用目的以外の目的での利用・提供事実も認められない」と説明している。

審査請求人は、利用不停止とした処分を取り消すとの決定を求めていることから、本件対象保有個人情報が不適法な取得と認められるか、利用目的を超えた個人情報を保有していると認められるか及び利用目的以外に利用・提供していると認められるかについて、検討する。

(3) 審査会の判断

ア 利用停止請求 (条例第34条及び第36条) について

条例第34条は、「何人も、自己を本人とする第26条第1項各号に掲げる保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」とし、請求することができる場合及び求めることのできる措置として、同条第1項において「(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去、(2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている

とき 当該保有個人情報の提供の停止」と規定されている。

また、条例第36条においては、「実施機関は、利用停止請求があった場合において、 当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適 正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の 利用停止をしなければならない。」と規定されている。

- イ 本件対象保有個人情報が不適法な取得と認められるか(条例第34条)について
 - (ア) 条例第34条第1項第1号について

条例第34条第1項第1号においては、「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき」当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨規定されている。

(イ) 本件利用停止請求の利用停止の要否について

本件請求対象保有個人情報について、審査請求人はその消去を求めている。

当審査会で対象保有個人情報を見分するとともに、実施機関の説明を聞いたところ、本件利用停止請求に係る保有個人情報は、当日に警察本部に来庁した審査請求人と直接面接した際に取得されたものであり、県民等から県警に寄せられる苦情についての業務を組織的かつ適切に遂行するため、担当警部により記録されたものと認められ、不適法な手段によって取得されたものとする特段の事情は認められない。

したがって、実施機関が本件対象保有個人情報を取得したことは、適法でないとは認められず、 条例第34条第1項第1号の要件に該当しないと認められるため、 条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

- ウ 利用目的を超えた保有と認められるか(条例第3条)について
- (ア) 個人情報の保有の制限(条例第3条)について

条例第3条第2項は、「実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的の 達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定されている。

(イ) 本件利用停止請求の利用停止の要否について

本件対象保有個人情報について、審査請求人はその消去を求めている。

当審査会で対象保有個人情報を見分するとともに、実施機関の説明を聞いたところ、本件文書は、県民等から警察に寄せられる相談・苦情等についての業務を組織的かつ適切に遂行するために実施機関が作成した文書で、その内容は、苦情・相談における申出内容、措置内容等であり、適切な業務遂行のために必要な個人情報であるとする実施機関の説明は首肯できるものであり、利用目的の達成に必要な範囲を

超えて保有されていると認めるに足る特段の事情は認められない。

したがって、本件対象保有個人情報が、実施機関において、条例第3条第2項の 規定に違反して保有されているものとは認められない。

よって、実施機関が対象保有個人情報を保有することは、条例第3条第2項所定の保有の制限を超えるものではなく、条例第34条第1項第1号の要件に該当しないと認められるため、条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

- エ 利用目的以外に利用・提供していると認められるか(条例第8条)について
 - (ア) 利用目的以外の利用・提供の制限(条例第8条)について

条例第8条第1項は、「実施機関は、法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定している。

また、同条第2項において、「前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」と規定している。

(イ) 本件利用停止請求の利用停止の要否について

本件請求対象保有個人情報について、審査請求人はその消去を求めている。

当審査会において対象保有個人情報を見分するとともに、実施機関の説明を聞いたところ、本件対象保有個人情報は、処理票により所属長まで報告し、申出内容、処理結果・措置について組織的な対応を図るために利用するもので、処理システムにアクセスできる職員を制限するとともに、知り得た個人情報の厳正な管理を徹底し、また、受理者等への聞き取り調査の結果でも目的外に利用・提供した事実は確認できなかったとの実施機関の説明であり、実施機関が本件対象保有個人情報を当該業務のために自ら利用していることが認められ、その利用目的以外の目的に利用・提供していることをうかがわせる特段の事情も認められない。

また,本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、条例第34条第1項第2号の要件に該当しないと認められるため、 条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認めら

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

れない。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。